

## 南相馬市復興推進計画（案）

平成26年1月17日  
平成26年6月 日変更  
福島県南相馬市

### 1. 計画の区域

南相馬市全域

### 2. 計画の目標

本市は平成23年3月11日に発生した東日本大震災による未曾有の地震と大津波、さらには、東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の避難や作付の制限等により、基幹産業であった農業や製造業は壊滅的な被害を受けた。震災以降、避難指示区域内は稻作の作付制限が続いている。今年度の作付面積は、水田面積6,802haのうち111haにとどまり、それ以外は耕作していない状況にある。

このような中で、本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、農業の大規模化や複合化を推し進めるとともに、本市の中核的産業を担う新たな立地企業の進出に向けた支援を進めることで、農業の体质強化及び再生並びに雇用機会の創出を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の農業の体质強化及び再生並びに雇用機会の創出を図るために、本市の中核的産業である農業への設備投資等を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ① 事業の内容

本市に新たに立地する南相馬復興アグリ再生準備株式会社（以下「対象事業者」という。）が、下太田工業用地において植物工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

福島県復興計画では、農林水産業再生プロジェクトとして、農業分野において新たな経営・生産方式を導入することで競争力向上を図ることとしており、野菜工場などの大規模施設園芸団地の形成に取り組む内容となっている。また、本市復興計画では、経済復興のための施策として農業再生や新産業創出を掲げ、植物工場などを活用した農業の大規模化や複合経営化を促進することとしている。

貸付の対象となる事業の内容は、高度栽培技術の導入によって生産性向上や通年生産を実現するものであって、本市における新たな農業モデルとして先導的役割を期待できるものである。具体的には、栽培面積が約 1.5ha のトマト栽培の大型温室施設を建設し、高度な環境制御システム（温度、湿度、CO<sub>2</sub> 濃度等）と液体肥料供給システムを組合せた通年栽培方式により、年間 660 トンのトマトを生産するものであって、従来の露地栽培やハウス栽培と比較して、経営規模の大型化、栽培面積あたりの収穫量の向上、生産量や品質の安定化等を実現するものである。本事業で計画されているトマト生産量は、震災と原発事故により激減している本市のトマト生産量の約 10 倍にも及び、震災前との比較でも本市の生産量の半分程度に相当する大規模なものである。

更に、本事業では、植物工場事業の業務・経営への地元人材の参画を通じて、地元の農業起業家・経営者を育成することも目指している。

本市の農業は、市内の農業、林業の従業者数において約 68% を占める中核的な産業である。また、本事業は、本市の農業の従業者数の約 30% を占める対象事業者が実施するものであり、対象事業者にとって新たな生産目的を達成するための設備投資である。

以上から、本事業は、目標に掲げた「本市の地域特性や地域資源を最大限に活用し、農業の大規模化や複合化を推し進めるとともに、本市の中核的産業を担う新たな立地企業の進出に向けた支援を進めることで、農業の体质強化及び再生並びに雇用機会の創出を図ることを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業  
施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名  
あぶくま信用金庫、農林中央金庫、株式会社東邦銀行

## ⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

## 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、被災地の復興にはスピードとスケールが必要との認識から、大規模な植物工場と、附帯する液肥製造工場を一体的に整備することで、安定的かつ継続的な事業の展開を目指している。また、本市、地域住民、商流関係者等との協働により、高品質トマトの生産性向上や地域における農業経営人材の育成に取り組むなど、地域と連携しながら事業の拡大を図っていくこととしている。

本計画の実施により、本市に対象事業者が新たに立地することは、農業の再生、地元関連産業の活性化、製造業等産業集積の促進と雇用の確保に結び付くものであり、これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と経済活力の再生に寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、南相馬市、福島県、原町商工会議所、あぶくま信用金庫、農林中央金庫、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする南相馬市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。